

長岡市中之島新ごみ処理施設（仮称）の維持管理に関する記録（令和6年度）

○一般廃棄物の種類及び搬入量

（単位：t）

ごみ種類	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃やすごみ	15,619.78	1,406.62	1,657.66	1,695.44	2,049.24	1,958.69	1,521.42	1,722.54	1,461.76	2,146.41			
燃やさないごみ・粗大ごみ破碎処理後の可燃分	192.95	192.95	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
プラスチック容器包装材選別後の可燃分	102.00	12.96	12.22	9.93	10.90	10.91	9.61	11.04	11.09	13.34			
搬入量合計	15,914.73	1,612.53	1,669.88	1,705.37	2,060.14	1,969.60	1,531.03	1,733.58	1,472.85	2,159.75			

【1号炉】

○処分した一般廃棄物の数量

（単位：t）

項目	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別焼却量	8,264.99	913.08	1,138.22	652.11	776.36	1,206.31	1,143.79	677.46	690.95	1,066.71			

※ 焼却量には、粗大ごみ処理施設の破碎選別後の可燃分及びプラスチック容器包装材の選別後の可燃分を含む。

○燃焼管理に関する事項

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定位置		-	別紙のとおり											
①燃焼室ガス温度	℃	800以上	1,001	1,029	1,056	1,022	1,031	1,058	1,057	981	986			
②集塵機入口温度	℃	200以下	148	151	152	154	150	154	154	153	152			
③一酸化炭素濃度	ppm	100以下	4	5	6	4	4	3	4	3	3			

※ 燃焼管理の基準は、廃棄物処理法施行規則第4条の5『一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準』による

※ 燃焼管理の測定結果は、連続記録計の平均値

○堆積したばいじんの除去

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働は自動で除去											
排ガス処理設備												

○排ガス測定結果

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取位置		-	別紙のとおり											
採取日		-	-	-	6月14日	-	-	-	-	-	12月12日			
測定結果取得日		-	-	-	7月10日	-	-	-	-	-	1月17日			
④ばい煙測定	硫黄酸化物	ppm	100以下	-	-	13	-	-	-	-	8			
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.02以下	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001			
	塩化水素	ppm	100以下	-	-	11	-	-	-	-	9			
	窒素酸化物	ppm	100以下	-	-	72	-	-	-	-	66			
採取位置		-	別紙のとおり											
採取日		-	-	-	-	-	-	-	-	-	12月12日			
測定結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1月21日			
④ダイオキシン	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00096			

【2号炉】

○処分した一般廃棄物の数量

（単位：t）

項目	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別焼却量	7,393.55	826.32	382.03	535.30	1,230.36	640.59	1,182.58	1,217.06	330.11	1,049.20			

※ 焼却量には、粗大ごみ処理施設の破碎選別後の可燃分及びプラスチック容器包装材の選別後の可燃分を含む。

○燃焼管理に関する事項

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定位置		-	別紙のとおり											
①燃焼室ガス温度	℃	800以上	1,013	1,019	1,013	1,017	1,012	1,033	1,034	931	954			
②集塵機入口温度	℃	200以下	148	153	155	156	156	156	155	151	151			
③一酸化炭素濃度	ppm	100以下	4	4	3	4	3	2	3	2	3			

※ 燃焼管理の基準は、廃棄物処理法施行規則第4条の5『一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準』による

※ 燃焼管理の測定結果は、連続記録計の平均値

○堆積したばいじんの除去

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働は自動で除去											
排ガス処理設備												

○排ガス測定結果

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取位置		-	別紙のとおり											
採取日		-	-	-	6月26日	-	-	-	-	-	12月12日			
測定結果取得日		-	-	-	7月18日	-	-	-	-	-	1月17日			
④ばい煙測定	硫黄酸化物	ppm	100以下	-	-	8	-	-	-	-	8			
	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.02以下	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001			
	塩化水素	ppm	100以下	-	-	10	-	-	-	-	10			
	窒素酸化物	ppm	100以下	-	-	71	-	-	-	-	68			
採取位置		-	別紙のとおり											
採取日		-	-	-	-	-	-	-	-	-	12月12日			
測定結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1月21日			
④ダイオキシン類測定	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5以下	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00084			